

観観産第160号の3
令和7年6月27日

各都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁観光産業課長
(公印省略)

一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の
取引に関する道路運送法の取扱いについて

標記について、令和7年6月20日付け、物流・自動車局旅客課長より別紙のとおり通知されましたので、この旨了知されるとともに、登録旅行業者に対して、周知方
よろしく申し上げます。

なお、本件については、別添のとおり一般社団法人日本旅行業協会会長又は一般社
団法人全国旅行業会会長に対しても通知したことを申し添えます。